

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条の3）

第2章 市民と議会の関係（第6条・第7条）

第3章 行政と議会の関係（第8条—第10条）

第4章 議会運営（第11条—第12条）

第5章 議会の権能強化（第13条—第17条）

第6章 政務活動費（第18条）

第7章 議員定数、政治倫理（第19条—第20条の3）

第8章 補則（第21条・第22条）

附則

前文

地方自治の進展を図るためには、市民と自治体との信頼関係、協働の精神が不可欠である。

市民の意思を把握し、行政に反映する市議会は、市民と身近に接した市民の代表機関であり、市の意思決定機関である。

二元代表制は、市議会と市長がともに市民の信託を受け、対等な関係のもとに相互の牽制と抑制を図りながら一定の均衡を保ち、市民の福祉の増進と市勢の発展に努める制度であり、この実現のために市議会が担う役割、果たすべき使命はますます重要となっている。

松本市議会（以下「議会」という。）は、先人が築いた歴史と伝統を重く受け継ぎ、これに安住することなく不断の改革に努め、市民の代表として創意工夫を重ね、行動する議会として、市民とともに地域の主体性を高めることを決意する。

よって、ここに、住民自治を推し進め、団体自治を確立する地方自治の本旨に則り、全力をもって市民の負託に応えるため、本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会に関する基本事項を定め、議会及び議員の役割、行動指針等を明らかにすることにより、市民の負託に応え、豊かな松本市の実現に寄与することを目的とする。

（議会の役割及び活動原則）

第2条 議会は、市民を代表する議事機関として、市民の福祉増進と市勢発展のために、次に掲げる役割を担うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条に規定する議決すべき事

件（以下「議決事件」という。）に係る議案の審議又は審査により市の重要な意思決定を行うこと。

(2) 議案等（前号に規定するものを除く。）の審議又は審査により議会の意思決定を行うとともに、意見書、決議等により議会の意思を表明すること。

(3) 市長その他の執行機関の政策決定及び事務執行について監視及び評価を行うこと。

(4) 積極的な調査研究により、独自の政策の立案及び提言を行うこと。

2 議会は、前項に規定する役割を担い、議事機関としての使命を果たすため、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

(1) 議会としての合意形成を目指して審議を尽くすこと。

(2) 市民への説明責任を果たすとともに、議会活動への市民参加を推進すること。

(3) 市民の意見を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。

（議員の責務及び活動原則）

第3条 議員は、議会を構成する一員として、法第89条第3項に規定する誠実にその職務を行う義務を果たし、市民の負託に応えるため、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

(1) 議会が言論の場であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

(2) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努め、市民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。

(3) 議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。

（議会改革の推進）

第4条 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

2 議会は、前項の改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置するものとする。

（会派）

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成し、政策立案、政策決定等に関し、合意形成に努めるものとする。

（危機管理）

第5条の2 議会は、重大な感染症がまん延した場合若しくはそのおそれがある場合又は大規模な災害が発生した場合（以下「非常時」という。）においても、議会の機能を維持できるよう日頃から危機管理体制の整備に取り組むものとする。

2 議会は、前項に規定する取組みとして、業務継続計画（非常時において議会の機能を維持するために必要な事項を定めた計画をいう。）を策定する。

3 議長は、非常時においても、法第104条に規定する議長の職務権限が適正かつ確実に行使されるよう努めるものとする。

（非常時対応）

第5条の3 議会は、非常時において、議会の機能を維持し、議事機関としての使命が果たせるよう最善を尽くすものとする。

2 議会は、非常時において、市民の身体及び財産並びに市民生活の平穩を守るため、市長その他の執行機関と連携し、迅速かつ的確に対応するとともに、市民の生活基盤に重大な損害が生じたときは、議会はその復旧、復興に向けて積極的な役割を果たすものとする。

## 第2章 市民と議会の関係

### （市民参加及び市民との連携）

第6条 議会は、市民が議会活動に参加する機会の確保に努めなければならない。

2 議会は、議会における会議を原則公開とする。

3 議会は、法第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制度を活用し、議会の審議に反映するよう努めるものとする。

4 議会は、法第109条第6項及び第112条第1項の規定により委員会又は議員が、市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例に係る議案を提出しようとするときは、意見公募手続（パブリックコメント）を活用し、市民意見の把握に努めるものとする。

5 議会は、市民に対し説明責任を果たすとともに、市民の意見を的確に把握するため、市民との意見交換の場を設けるものとする。

### （情報公開及び広報広聴の充実）

第7条 議会は、議長が別に定める基準により、その有する情報を常時公開する。

2 議会は、インターネット、広報誌等の多様な媒体を用いて、情報を発信し、及び市民の意見の把握に努めるものとする。

3 議会は、議会活動を広報し、議会活動における広聴の機会を確保するため、必要に応じて議会報告会を開催するものとする。

## 第3章 行政と議会の関係

### （市長等との関係）

第8条 議会は、市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

2 議会審議における議会と市長等との関係は、次に掲げるとおりとする。

（1）本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

（2）議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質問に対して質問趣旨の確認等のため反問することができる。

### （議会審議における論点情報の形成）

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

3 議会は、当初予算について、予算編成の方針及び内容等について市長等から説明を受けるため、当初予算説明会を開催するものとする。

(市長に対する説明等の要求)

第9条の2 議会は、市長が重要な政策決定（議決事件に該当しないものを含む。）を行うときは、あらかじめ当該政策決定について議会に説明し、又は議会の意見を聴くよう市長に求めることができる。

2 市長は、前項の規定により、重要な政策決定について議会に説明し、又は議会の意見を聴くよう求められたときは、これに応じるよう努めるものとする。

3 議会及び市長は、前2項の規定による議会への説明又は議会からの意見聴取の場として、松本市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）別表に規定する議員協議会、常任委員協議会等を活用するものとする。

(政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、政策の立案及び提言を行うものとする。

#### 第4章 議会運営

(議会運営)

第11条 議会は、議員相互間の議論を尊重し、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

2 議会は、議長、副議長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。

(議会運営における情報通信技術の活用)

第11条の2 議会は、デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定するデジタル社会をいう。）の形成及び進展の状況を踏まえ、議会の機能強化及び非常時における議会機能の維持に資するため、議会運営において情報通信技術を活用するものとする。

(委員会)

第12条 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

2 委員会は、地域住民に関わりが深く、かつ関心の高い事案については、必要に応じて当該地域にお

いて開催することができるものとする。

### 3 委員会の審査に当たっては、傍聴者に審査資料を貸与するものとする。

## 第5章 議会の権能強化

### （議会の機能の強化）

第13条 議会は、市政の執行に関する監視・評価機能並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

### （調査機関及び検討会等の設置）

第14条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、有識者等で構成する調査機関を設置することができる。

### 2 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる。

### （議員連盟）

第14条の2 議員は、特定の市政の課題等について、共同して調査研究を行い、施策の推進を図ることを目的として、会派を超えて当該目的に賛同する議員16名以上によって構成される団体（以下「議員連盟」という。）を結成することができる。

### 2 議員連盟を結成したときは、代表者は、規約及び構成員名簿を添えて、その旨を書面により議長に届け出るものとする。

### 3 議員連盟は、会派を超えて多数の議員が参加することを踏まえ、広範かつ効率的に調査研究を行い、その活動を通じて市政の課題等に関する議員間の共通認識を醸成し、施策の推進を効果的に図るよう努めるものとする。

### 4 第2項の規定による届出の内容に変更があるとき又は議員連盟を廃止したときは、その旨を書面により議長に届け出るものとする。

### 5 議員連盟の事務局は、議会事務局に置く。

### （研修及び調査研究）

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修会等の開催に努めるものとする。

### 2 議員は、議会活動に資するため、積極的に研修及び調査研究に努めるものとする。

### （交流及び連携の推進）

第16条 議会は、他の自治体の議会と政策及び議会運営等について意見交換するため、積極的に交流及び連携を図るものとする。

### （議会事務局の体制整備）

第17条 議会は、議員の政策の形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化及び組織体制の整備を図るものとする。

## 第6章 政務活動費

(政務活動費)

第18条 松本市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第1号)の規定により政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費の適正な執行に努めなければならない。

2 議会は、議長が別に定める基準により、政務活動費の収支報告書を公開する。

第7章 議員定数、政治倫理

(議員定数)

第19条 議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題及び将来の予測と展望等を十分に勘案するとともに、市民の意見を聴取するものとする。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題等を比較検討し、決定するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、検討経過等を明らかにして、委員会又は議員から提出するものとする。

(政治倫理)

第20条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

(ハラスメントの防止)

第20条の2 議会及び議員は、ハラスメント(社会通念上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、個人の尊厳を害し、相手に精神的若しくは身体的な苦痛又は不利益を与え、及び相手の職務環境又は生活環境を害する行為をいう。以下この条において同じ。)が個人の尊厳を不当に害し、人権侵害に当たることを認識し、議員によるハラスメントの防止及び議員に対するハラスメントの防止に努めなければならない。

(議員の請負に係る透明性の確保)

第20条の3 議会は、議員が松本市に対し請負(法第92条の2に規定する請負をいう。以下この条において同じ。)をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図るものとする。

2 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。)における松本市に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

- 3 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。
- 4 議長は、第2項の規定による報告（第3項の規定による訂正の届出があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。
- 5 第2項の規定による報告及び第3項の規定による訂正の届出は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 6 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の届出の閲覧又は写しの交付を請求することができる。
- 7 前6項の規定による議員の請負状況の公表等に関し必要な事項は、議長が定める。

## 第8章 補則

（他の条例との関係）

第21条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

（検討）

第22条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月21日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月6日条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後の松本市議会基本条例第20条の3の規定は、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。